

特定生産緑地(東久留米市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

地区番号	位 置	特定生産緑地の面積 (約 m ²)	公 示 日
18	東久留米市冰川台一丁目地内	1,360	令和5年11月30日
62	東久留米市小山二丁目地内	498	令和5年11月30日
66	東久留米市小山二丁目地内	211	令和5年11月30日
127	東久留米市中央町四丁目地内	1,346	令和5年11月30日
157	東久留米市南沢三丁目地内	2,895	令和5年11月30日
323	東久留米市本町一丁目地内	518	令和5年11月30日
395	東久留米市南沢四丁目地内	1,978	令和5年11月30日